

事 務 連 絡  
平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
各 国 公 私 立 大 学 担 当 課  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 担 当 課 御中  
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局  
参事官(体育・青少年スポーツ担当)付

### スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について

先般、一般社団法人日本脳神経外科学会によりスポーツによる脳損傷を予防するための提言が発表され、その内容について別添のとおり情報提供がありました。

当省では、これまで下記の資料により脳損傷につながる頭頸部の外傷の予防及び事故発生時の適切な対応についての取組をお願いしてきましたが、本提言もあわせて頭頸部外傷に関する知識と発生した場合の対応について学校関係者に周知、注意喚起いただき、事故防止及び安全管理の徹底に向けて適切な対応がとられるよう願います。

なお、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して提言の内容を周知するようお取り計らい願います。

#### [参考資料]

- ・柔道の授業の安全な実施に向けて(平成 2 4 年 3 月)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/judo/1318541.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm)
- ・学校における体育活動中の事故防止について(報告書)(平成 2 4 年 7 月)  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)
- ・学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究報告書  
(平成 2 5 年 3 月)日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1651/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1651/Default.aspx)

【本件照会先】  
文部科学省 スポーツ・青少年局  
参事官(体育・青少年スポーツ担当)付  
スポーツ安全係  
電話：03-5253-4111(内線 3776)

平成 25 年 12 月 16 日

## スポーツによる脳損傷を予防するための提言

一般社団法人日本脳神経外科学会

日本脳神経外科学会ならびに日本脳神経外傷学会は、「スポーツによる脳損傷」を予防するための研究を行い、それにもとづいて可能な限り最善の診療を行うよう努力してきた。

しかし、医師は、患者ならびに関係者の行動を規制することができない。したがって、的確な診療を行うには、国民の理解が不可欠である。この提言は、「スポーツによる脳損傷」について、国民が認識しておくべき必須の事項を整理したものである。

- 1-a. スポーツによる脳振盪は、意識障害や健忘がなく、頭痛や気分不良などだけのこともある。
- 1-b. スポーツによる脳振盪の症状は、短時間で消失することが多いが、数週間以上継続することもある。
- 2-a. スポーツによる脳振盪は、そのまま競技・練習を続けると、これを何度も繰り返し、急激な脳腫脹や急性硬膜下血腫など、致命的な脳損傷を起こすことがある。
- 2-b. そのため、スポーツによる脳振盪を起こしたら、原則として、ただちに競技・練習への参加を停止する。競技・練習への復帰は、脳振盪の症状が完全に消失してから徐々に行なう。
3. 脳損傷や硬膜下血腫を生じたときには、原則として、競技・練習に復帰するべきではない。